

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第42回）

日時 令和2年9月17日（木）10：00～11：59

場所 オンライン会議

○森本電力供給室長

それでは定刻になりまして、準備も整ったようでございますので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会、第42回になりましたけれども、制度検討作業部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきありがとうございます。

本日も、前回に引き続きまして、ウェブでの開催とさせていただきたいと思います。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行につきましては、横山座長にお願いをいたしたいと思います。

プレスの頭撮りにつきましては、ここまでよろしくお願ひいたします。

横山座長、よろしくお願ひいたします。

○横山座長

横山でございます、聞こえますでしょうか。

○森本電力供給室長

はい、大丈夫でございます。

○横山座長

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しいところをウェブ会議ではございますが、御参加いただきましてありがとうございます。

本日は、議事次第にございますように、容量市場について御議論をいただくとともに、非化石価値取引市場について御報告をいただいて皆さんの御意見をお伺いしたいというふうに思います。

それでは、早速、議事次第に従いまして議題の1番目、容量市場についてということで、資料3-1、3-2、3-3に基づきまして、それぞれ電力広域的運営推進機関さん、そして、電力・ガス取引監視等委員会さん、事務局さん、そして、エネ庁の事務局さんより、それぞれ御説明をお願いしたいと思います。

まずは、資料3-1の御説明をOCCTOの都築様のほうから御説明をお願いしたいと思いま

す。

よろしくお願ひいたします。

○都築オブザーバー

御説明をさせていただきたいと思います。広域機関の都築です。おはようございます。

7月に実施しました容量市場の初回オークション、これは、2024年度を実需給年度とするものでございますが、今週月曜日、14日に結果を発表しましたので、こちらの作業部会でもファクトを中心に御報告を申し上げたいと思います。

まず最初に、一言確認的に申し上げたいことがございます。

発電投資は、市場取引を通じて、あるいは、市場価格を指標とした相対取引の中で投資回収がなされていくわけなんですかけれども、電力システム改革、自由化の進展に伴って、大部分の電源に対する投資回収の予見性は、従来に比べて低下するという懸念があるとこの部会でも言われております。従来型の電源の利用率の低下であるとか、再エネの投入に伴う卸市場価格の低下、これらは、昨今の現象を見ても當時想定されていたことで、実際に起きています。その結果、電源の将来収入に対する見通しの不確実性が高まり、投資意欲の減退につながっていきかねないという、制度設計の原点における認識と現状とで事情変更が生じているわけではないと考えております。

このため、投資回収の予見性を確保する施策として考えられてきたこの容量市場の仕組みの意義というものは今日的にも認められ、この場でも、また我が方でもいろいろと議論を積み重ねてきたわけなんですかけれども、今回、初回オークションを7月に実施するに至ったというところでございます。

それで、資料に入りたいと思います。この資料は、約定結果の公表資料と冒頭申し上げたとおりでございます。冒頭、簡単な説明を付記しておりますが、この場の説明は省略させていただきまして、スライド7まで飛んでいただければと思います。

このスライド7に、約定結果の概要を記しております。囲みの部分でございます。

約定した総容量は、1億6,769万キロワット。

それから、約定価格はキロワット当たり1万4,137円。

それで、ここに米印で書いてありますが、2010年度末以前に建設された電源、相対的に償却の進んだ電源という位置づけになりますが、短期的な小売事業者への負担軽減の観点から控除率を設けて支払いを減額するというふうに経過措置を設けております。実需給年度、2024年度においては、この控除率を42%と設定しております。

これを踏まえました約定総額を見ますと、ここに書いてありますように、1兆5,987億円とな

りました。

こうした流儀での容量市場については、諸外国でも実施事例があるわけなんですが、上限価格になったというのは、これは初めての出来事ということで、そういう意味ではかなり異例のことになったということが言えるかと思います。

スライド8は地域別に展開したものとなっております。これは御覧のとおりでございます。

続きまして、スライド9にまいりたいと思います。当初設定したあの需要曲線、それから、今回のオークションでの応札状況、すなわち、供給曲線を示したものでございます。

まず、需要曲線について申し上げたいと思います。この赤い線のほうでございます。

指標価格は、NetCONEとすること、上限価格はNetCONEの1.5倍とすること、目標調達量は、年間最大需要、H3需要ですけれども、それに気温等の変動に伴う需要変動、言わば偶発的需要変動と言われるようなものとか、持続的需要変動、厳気象対応、稀頻度リスク対応、及び計画停止を踏まえた追加設備量といったものに基づいて算定をしておりますが、最新の供給計画、それから、国等の公表する統計指標を用いて算定をしております。

本部会、それから、国と共同事務局で進めてきた容量市場検討会で、この点については決定してまいりました。これに基づきまして、こうした赤い線が引かれているということでございます。

次に、青いカーブ、つまり供給曲線です。グラフの左のほうに、緑の部分が載っています。これはFIT分に相当するものでございます。

これは、容量市場では入札対象ではありませんが、当然供給力としてはカウントしていくという、そういうことになりますので、その分を評価してここに書かせていただいております。

約定価格を決めているのは右側のほうになりますので、図の黄色い囲みになっている部分、拡大したものが右下にございます。

1億5,000万キロワットの若干手前ぐらいのところから供給曲線が立ち上がり始めます。そして、1億6,500ぐらいですかね、そのぐらいからだんだん横に寝てくるという、そんな感じのカーブを描いているということでございます。

続きまして、スライド10にまいりたいと思います。先ほど申し上げましたエネ庁と共同事務局で運営しております容量市場検討会で、このスライドに書かれているような事項について整理をしていくことになっており、個別に取り扱ってまいります。

スライド11をお願いします。最初は、供給信頼度についてでございます。オークションの結果によって、当然この信頼度って変わってくるわけなんですけれども、もともと目標調達量というものを定め、そのときの供給信頼度は、1年、1キロワット当たり0.048kWhの供給力不足量、言い替えれば停電電力量ということで基準設定がなされてきてますが、これとの比較でいいます

と、こここの表に記してございますように、全国では0.020という値になっております。これは、供給不足量が基準よりも下にあるという意味で、言い替えれば供給信頼度は高いということになります。

表で唯一、九州エリアについては0.158と表記をしております。全国の信頼度基準よりも信頼度が低いという結果になっております。

先ほど、価格のところで、全国で一律に1万4,137円というふうに申し上げましたが、この不足エリアについては高くならないのかという点について補足をしますと、今回の応札内容を踏まえて、約定ロジックを回していく過程で市場分断処理が発生いたしました。ところが、不足エリアである九州に追加可能な供給力が存在しなかつたため、追加処理を行わず、したがって、エリアプライスは全エリアで同一の結果となったという、そういうことでございます。

続きまして、スライド12をお願いします。ここでは電源等の区別での応札容量の様子を示しております。容量市場では、凡例上4つのものを記しております。安定電源、変動電源（単独）、変動電源（アグリゲート）、発動指令電源という4つのカテゴリーでございます。

その4区分に分けて、左上のところに全国、それから、先ほど九州というのがちょっと特別なエリアになっているものですから、九州とそれ以外という形で表記をさせていただいております。

この中で、デマンドレスポンスなどが入ってくることが想定されている発動指令電源については、約定に上限値を定めて運用することとしてきましたが、これとの関係では、今回は、上の囲みの最終行にありますように、上限約定量との関係では88%の枠を使って終わったという、そういうことになっております。

続きまして、スライド13でございます。今のものと関係するわけなんですが、落札率というものになっております。円グラフの中にパーセントの表示が小さく書かれていると思います。これが落札率となっています。九州については、先ほど市場分断処理の際に追加供給力はなかったというふうに申し上げたところでございますが、この図にございますように100という表示になっていると思いますが、非落札電源はなしという、そういうことでございます。

続きまして、スライド14にまいりたいと思います。ここでは、発電方式別の応札容量について記してございます。今回の応札では、このオレンジ色っぽいところ、LNGが約7,000万キロワット、約42%を占めて最も大きくなっていて、それに続いて石炭、水力と続いていきます。再エネについては、左側の図で、吹き出しで細分化しております。FITは外れているということになるものですから、量的には地熱、バイオマスが中心となっており、通常の再エネで見るような分布とは少し変わっております。

次にスライド15でございます。ここでは容量拠出金のイメージを記しております。上の囲み

のまた米印のところを御覧いただければと思います。この作業部会の第二次中間取りまとめにおいて、一般送配電事業者の負担部分につきましては、H3需要の6%相当分に約定価格を掛けたものとするとされており、これを前提に分けております。実務的な拠出金配分方法につきましては、この次のスライド16に参考として記させていただいております。

続きまして、スライド17にまいりたいと思います。ここでは、応札価格の加重平均という項目を記しております。安定電源の量が多いので、全体的にはこれに引っ張られるような形となります。全国レベルで見ると、2,182円という結果になっております。内訳的には、安定電源が2284、それから、変動電源（単独）が15、変動電源（アグリゲート）が204、発動指令電源が663と、それぞれなってございます。また、2つに分けたエリアなんかの数字も御覧のとおりです。

スライド18に移りたいと思います。ここでは応札価格の分布について取り上げてございます。先ほどの供給曲線を御覧になって、およそのイメージは既にお持ちいただけているのではないかと思っておりますが、ここではゼロ円、それから、NetCONEの半分以下、それから、NetCONE以下、それから、NetCONE超えということで、その4つに分けて記させていただいております。これで、特に左側のところを御覧になっていただくのがいいかなと思いますが、この円グラフで全体の78.5%がゼロ円での応札となっております。逆に今度高いほう、水色になっているところですけれども、NetCONE超えの部分については11.7%と、そんなところでございます。それとの内訳の実量につきましては、この右側の図及び表のとおりとなっておりますので、御参照いただければと思います。

スライド19についてでございます。ここでは、約定価格近傍の状況について記しております。ここで、約定価格の近傍ということで、1万4,000円以上の応札について記しております。全体で929万キロワットの応札がこの価格帯になったわけなんすけれども、発電方式別で見ていきますと、石油が約3分の2、続いて多いLNGを加えると全体の95%を占めているということです。

次にまいります。スライド20でございます。ここでは、需要曲線と約定総容量の関係について記しております。

今回は、約定結果において、約定価格の部分で、平たく言うと、同点がたくさん存在しているという、そういう状態になっております。図の下のほうから御覧になっていただければと思いますが、電源、ここでA、B、Cというものが存在しておりますけれども、この電源A、B、Cが同額となっているんですけども、形式的な交点に比べて、右側に300万ぐらいはみ出た形に今回の応札結果というのはなっております。

ルール上は費用回収などの観点から、部分約定はしないこととしております。このため、上の図の右側、約定価格で応札した電源が複数の場合の例にあるように、約定容量は図の上では、下から上向きの矢印で、約定総容量というのが表記されていると思いますが、電源Bの右端の値のところです。そこに着目をして、調達量というのを見ていくということになります。今回はこれが、同点が複数重なったため、300 万ぐらい右側に出っ張った形になっているという、そういうことでございます。

スライド 21 でございます。上の図みのところを御覧いただければと思うんですが、市場に応札する前の段階で、期待容量という値を、手続上登録いただいております。これは設備容量のうち、実際に供給力として期待できる容量の最大値ということで、これがその設備の応札上限というふうになっているものでございます。ここでは登録された期待容量と実際に応札した量との関係を記してございます。例えば、市場支配力のある方が、持ち玉に対して、期待容量に比して、あまり過小応札をしたような場合ということでは、市場支配力の行使の懸念ありとして、当然監視対象になっていくということになります。

ここでは、1から3のように電源を分類しまして、特に2と3がどうなっているのかという点を取り上げております。それが下の表にあります。この中でも特に着目すべき②の部分です。登録した期待容量よりも小さい容量で応札というところが、535 万キロワットあったという結果になっております。この中で、約 400 万キロワット超が安定電源、100 万キロワット超が発動指令電源となっていて、変動電源の2区分については、両方合わせても数万とかそんな感じになってございます。

最後、スライドの 22 を御覧いただければと思います。ここでは、卒FITの話でございます。卒FIT電源の期待容量の動向でございまして、FIT買取期間が終了した容量分を除いて、FITの期待容量というのを算定しているわけなんですかけれども、逆に言えば、卒FIT電源については、これが容量市場上は一般の供給力足り得ることになりますので、これが容量市場にどれくらい乗つかつてきているのかということになります。

乗ってくるとしたら、おそらく変動電源（アグリゲート）として入ってくるものが多いと思われますので、これらを比較したものが表になっております。卒FITの全体量に対して、再エネの調整係数を掛ける形で、潜在的な期待容量を算出すると 67 万キロワットとなります。実際に変動電源（アグリゲート）、ここに全てこれが卒FITとは当然限らないわけなんですかけれども、量的にはこのとおり 24 とありますが、これが最大値みたいな感じになるわけです。ということでございます。

再エネの市場化という政策的な流れの中で、こうした点についてもどうなっていくのかという

点は今後も見ていく必要があるように感じております。

最終ページは各種資料の参照先ということでございますので、説明は省略させていただきます。

広域機関からの説明は以上でございます。

○横山座長

都築さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3－2の説明を電力・ガス取引監視等委員会の佐藤さんから御説明いただけますか。

○佐藤オブザーバー

監視等委員会の佐藤でございます、聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○佐藤オブザーバー

では、説明させていただきます。

資料3－2でございます。3スライド目から御説明をさせていただきます。

まず結論を書かせていただきました。市場支配的事業者、これは旧9電力とJERAと、あとはJパワーでありますが、正当な理由なく稼働が決定している電源を応札しないこと（売り惜しみ）、また、電源維持のために必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）、この2つによって高い約定価格を形成される場合、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加して、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあります。

ということがありまして、このタスクフォースのほうで、当方、監視等委員会が本年7月に、先ほど都築事務局長から説明がございましたが、実施した容量市場のメインオークションについて、これもタスクフォースで相当議論いただいた、容量市場における入札ガイドラインに基づいて、今申し上げました売り惜しみや価格つり上げなどの問題になる行為がなかったかどうかの監視を行っているところでございますが、14日にこれまでの監視の結果を報告させていただきましたが、またそれを踏まえて来年度のオークションに向けての検討すべき事項という、まとめて中間報告として公表しておりますが、現時点では売り惜しみや価格つり上げ等、問題となる事例は認められなかつたことを公表させていただきました。

もう少し概要を説明させていただきます。次のページを見ていただければと思います。

売り惜しみと価格つり上げの監視概要が書いております。

ちょっと順番は逆になるんですが、価格つり上げの監視概要のほうから御説明をさせていただきます。

この価格つり上げの監視概要で、約定価格を決定した電源と、その上下2電源及び最も高い価格で応札した3電源、これは両方合わせて、重複するものもあるんですが、26個ございました。それと、1万円以上超えて入札をされて我々が任意で調べた全部で38の電源につきまして、維持管理コストがどうなっているかという内訳をかなり詳細なところまでヒアリングをさせていただきました。

その結果、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、現時点では問題となる事例は認められなかったことを報告させていただきます。

それで、ただ、出していただいた人件費や修繕費の根拠そのもの、バックデータを全てまだ確認したわけではありませんので、今申し上げましたのは、先ほど申し上げましたこの38の電源に関して、事業者の方が出したコストが正しければ問題となる事例はなかったということありますので、出されたコストが本当に正しいかどうかという事実関係を今後もさらに行っていきたいと思います。念には念を入れたいということでございます。

その意味で一番最後のところで、引き続き事実関係の確認等を行っているというふうに書かせていただきました。

次、売り惜しみの監視概要、逆になりましたが、これは何を調べたということになりますと、当然、高いやつだけ調べたら応札しなかったとか期待容量を下回る容量のやつは分かりませんので、これは先ほど申し上げました支配的事業者の全ての電源に関して応札しなかったもの、期待容量を下回る容量がなかったかどうか、これは数にして1,195ありますが、その全てに関してチェックをいたしました。

それで、応札しなかったもの、実際の容量、期待容量を下回る容量で応札した電源について、理由の説明と根拠資料の提出をこれも全て求めて合理性を確認したところ、これも問題となる事例は認められなかったところでございます。

かなり数が多いんですが、ほとんどの理由といたしましては、2024年度に計画停止や休廃止等の予定があるものとか、揚水等で計算方法に基づくような問題、さらに24年度においてFIT認定を予定しているというところで、私どもとしては合理性があるということを全部確認したという状況でございます。

それと最後のところであります。最終ページのところでありますが、6ページと7ページであります。

それで、ガイドライン上は問題がなかったと申し上げましたが、じゃ、本当に今回の結果で全てよかつたかどうかというところであります。それで、都築事務局長から御説明があったところなんですが、今回のオーフィスにおけるオーフィスで御議論をいただいた点でござ

いますが、小売事業者の負担を軽減する観点から経過措置を入れて、2010 年度末に竣工した電源は契約額を 58%で減額をしたということを入れました。

それと、これもタスクフォースで相当御議論いただいているところでございますが、経過措置対象となる電源についてはそれを維持するために必要な金額を確保する機会を与えるため、逆数で入札をしないと維持するために必要な金額が確保できないのでそれを認めたところであります。

その結果としてございますが、応札の入札結果を分析したところ、先ほどの御説明にもありました、約定価格近傍の入札電源の多くが経過措置対象かつその割引分を逆数入札したものでございました。

その結果としますと、そうなりますとこれはワンプライスということではありますので、約定点は電源を維持するために必要な金額を大きく上回る価格と多くの電源にとってはなったというところでございます。これはワンプライスということで、予測ができなくはなかったところでございますが、上限価格まで行ってしまったということではあります。

このようになりますと、経過措置対象電源の逆数入札は、その電源を維持するために必要な金額を確保する機会を与える観点から合理的なものであるので、このタスクフォースでも認められたものではありますが、結果として入札価格を引き上げることと実際になったことは拒めないことでございます。

そのため、経産省及び広域的運営推進機関においては来年度のオーファンションに向けて、経過措置及びその逆数入札の在り方について改めて検討を行うことが適当であるというふうに委員会のほうで決めて、14 日に公表させていただいたところでございます。

それと少し細かい点になりますが、17 スライド目であります。

維持管理コストに関して、かなり細かいところまでヒアリングチェックをさせていただきましたが、ガイドライン上、直ちに問題となるものはないです。

そもそも詳しい記述がないということでもありましたが、以下の 5 項目につきましては合理性に疑義があるものも見受けられたものであります。

ということもあって来年度のオーファンションに向けては、これらの計算方法の在り方を整理してガイドラインで示すことが適当であるということも 14 日に公表しております。

書かせていただきましたが、複数年度分の費用計上について、ここにございますが、2024 年度以前に要する複数年度分の定期検査と維持管理費用も含めて維持管理コストを計上しているが、これをどのように考えるかということ。

後ほど事業者の方から場合によっては説明があるかもしれません、ちょっと整理をする必要があるのではないかということでございます。

あと、事業報酬の計上でありますとか事業税、法人税の計上に、ちょっと一部の事業者の方が少し課題ではないかという計算をされていらっしゃる方がいらっしゃいました。ガイドラインで明確に駄目であるとか書かれているものではないんですが、少なくとも次回のオークションに向けてはガイドライン等でここも整理が必要だと思い、委員会のほうから公表させていただいております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、資料3－3の説明を森本室長さんのほうからお願ひいたします。

○森本電力供給室長

続きまして、資料3－3に基づいて御説明させていただきたいと思います。

先ほどの両事務局長からの御説明のおさらいになってしまいますけれども、ページ2ページ目、それからページ番号3ページ目のところでラップアップさせていただきたいと思います。

今年度のメインオークションは7月の頭に開催をさせていただきまして、今週月曜日、9月14日の日に、広域機関のほうから結果を公表してございます。

約定総容量1億7,000万キロワット弱。約定価格1万4,000円超という数字になってございます。

先ほど経過措置のお話、事務局長からございましたけれども、経過措置の対象となる電源の価格42%の控除率を計算させていただきますと8,199円という数字になります。

経過措置の対象となる電源は約8割ほどございまして、そちらを加重平均して約定価格を再計算いたしますと9,500円余りというような数字になります。こちらは補足で、事務局のほうから説明を付記させていただいてございます。

また、先ほどの説明でございますけれども、入札に対する監視は監視委員会のほうで断続的に取り組んでいただいているところでございます。

3ページ目でございますけれども、これまでの監視の中で、現時点では不当な入札行為は確認されてないということでございます。

一方で、一定の問題提起をいたしているところでございます。

来年度以降のオークションに向けて、必要な検討を行っていく必要があるという御指摘をいたしているところでございます。

本日はその御指摘の内容も踏まえつつ、来年度以降のオークションに向けた検討の大きな方向性について御議論をいただきたいというふうに考えている次第でございます。

4ページ目でございます。

来年度のオークションに向けた検証事項ということで、引き続き本日いただいた意見も踏まえながら、本日何か決めるということではなくて、こちらのタスクフォース、さらには広域機関と共同でやってございます容量市場の検討会、こちらのほうでこれまでの振り返りでございますとか、経緯の確認でございますとか、今回の入札結果の検証等を行っていくことが必要だと思ってございますけれども、引き続き来年のオークションに向けた検討を深めていきたいと、こういうような内容でございます。

また、幾つか監視委員会から指摘いただいてございますけれども、主な検証しないといけないであろうと思われる項目例を事務局のほうで、一旦項目を挙げさせていただいてございます。

例えば、需要曲線の関係ということで、Net CONEのコスト構成でございますとか、上限価格1.5倍という形で諸外国に倣って設定をいたしましたけれども、そちらの設定の在り方。

目標調達量H3の113%弱という形で設定をいたしてございますけれども、その在り方。

供給曲線の関係では、先ほどFITの除外という話を事務局長のほうから触れてございますけれども、そういうものの扱いでございます。

あと、約定方法の関係といたしまして、今回、全電源一律のシングルプライスという形で約定処理してございますけれども、そちらの在り方。

経過措置、小売電気事業者の負担軽減という観点で経過措置を導入してございますけれども、その控除の在り方、さらには控除率、そういうものの関係でございます。

それから、約定方法、市場競争が限定的なエリアにおける約定方法、こういったものの在り方について。

さらに、先ほどの控除措置の関係でございますけれども、そういうものに付随して、合理的であると整理をいたしました逆数入札の在り方。

さらには、監視委員会からも御指摘をいただいてございますけれども、維持管理コストの細かい算定ルールの在り方、こういったものも整理することが必要ではないかと考えている次第でございます。

また、こういった市場の在り方の検討、断続的に3年近く行ってきてございますけれども、その後の様々な環境変化の中で発生してきている課題といたしまして、例えば前回も御議論いただきましたけれども、非効率石炭のフェードアウト、こういったものに対する扱い。

さらには別の委員会で議論してございますけれども、送電線利用ルールの見直し、こういったものも現在並行して検討を進めているところでございまして、こういったものとの関係の整理ということも課題として考えられているところでございます。

2 ポツでございます。

なお、先ほどの繰り返しになってございますけれども、非効率石炭のフェードアウトの誘導措置、こういったものの検討を、前回の本作業部会でスタートをさせていただいているところでございます。

前回いただきました御意見を7ページのところにまとめさせていただいてございます。

容量メカニズムとの関係ということで御議論をいただいたところでございますけれども、容量市場がちょうど創設されたばかりの状況の中で、供給力の確保策とこういった非効率石炭のフェードアウト、どういうふうに総合的に考えていくのかといったところは大きな課題だというふうな御議論をいただいたと承知をしてございます。

特に供給力の見極め、長期的な供給力の不足への懸念、一方で過度の供給力の確保というものは問題があるんじゃないかと、両方の意見をいただいたというふうに承知をしてございます。

したがいまして、この後、本検討作業部会並びに広域機関と一緒にやってございます容量市場の検討会、こういった中で来年以降のこの容量市場の在り方、検討を続けていくということになるかと思ってございます。

その中で、この非効率石炭のフェードアウトの誘導措置という課題、こういったものも併せて検討していくことが望ましいのではないかというふうに整理をさせていただいてございます。

私からは以上でございますけれども、後のページ、8ページ目以降のところで、このタスクフォースと並行して議論を行ってございます非効率石炭のフェードアウト措置の関係の議論を、簡単に参考までに付けさせていただいてございます。

特に関係してくるところといたしまして、2030 年フェードアウトに向けた規制的措置、こちらの検討、大いに関係してくる内容だと理解をしてございます。

9ページのところで、その規制的措置の検討状況につきまして簡単に触れさせていただいてございます。

これまで2回、ワーキングを開催してきてございます。また、明日の夕方、第3回のワーキングを今予定しているところでございます。

現時点では、これまでの規制的措置、具体的には電力、火力関係ですね、省エネ法の規制をこれまで取ってきているところでございます。そういう規制的措置の現状でございますとか、さらには石炭火力発電そのものをめぐる現状、こういったものを整理してきているところでございます。また、第2回、8月の終わりに開催をしてございます。

また、明日予定をしてございますけれども、8月の終わりと明日にかけて、断続的に関係業界、石炭発電を実際にやっておられる事業者から、ヒアリングを行っていると、こういうよう

な現状でございます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただきました内容につきまして御議論いただきたいと思います。

大体1時間ぐらいたっぷり時間を取りましたので、とはいえ、皆さん、多分発言される方の人数が多いかと思いますので、簡潔にお願いをできればというふうに思います。

それでは、発言を御希望の方は、いつものようにチャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨を御記入いただけようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

それでは、大山委員のほうからよろしくお願ひいたします。

○大山委員

大山でございます、聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、大丈夫です。

よろしくお願ひします。

○大山委員

よろしくお願ひします。

私は、広域機関のほうでも容量市場の検討にも参加していますので、初めにこの上限に張りついた結果を聞きまして8割ぐらいびっくりして、2割ぐらい何か妙に納得したというところがあります。

とはいっても、妙に納得した部分があったとしてもこのままでいいとはあまり思えないで、いろいろ考えなきやいけないというふうに思っています。

事務局さんのほうでも、資料3-3の4ページですか、いろいろまとめていただいていますけれども、そういうことをやっていかなきやいけないなと思っています。

まずは、例えば、需要曲線については、Net CONEの1.5倍でよかつたのかなという、上限価格が1.5倍でよかつたかというのもあるかと思いますけれども、これを変えたところで上限に張りつくことは変わらないので、ちょっとそれだけでいいかどうかは分かりません。

それから、災害対応の電源を含めて容量市場をやっているんですけども、それはそれで一定の考え方があると思うんですが、通常は全く稼働しない電源の維持費を全部容量市場で取るとい

うのがよかつたのかなというのも考えているところがあります。

あとは、上限価格を公表したせいでみんなが一律に並んでしまったというのは、何となくこれでいいのかなという気もいたします。

落札方法に関しては、上限部分の発電所を全て取るということで、これは、広域機関の資料3-1の20ページにあるやつですけれども、これは、上限価格で入札する人がうんと多ければ非常にたくさん取らなきやいけないということにもなりかねないので、このままではいけないなどいうのも如実に表れているのかなと思っています。

あとは逆数入札の件、シングルプライスで全部取るというのがよかつたかなというあたりも今後考えていいかなきやいけないなというふうに思っています。

いずれにしましても、できることとできないこと、それから、本当に入札がどうだったかということを検証しつつこれから考えなきやいけないと思っていますので、今言ったことは全部やるという意味ではなくて検討すべきかなと思っているという、現段階ではそういうことですけれども、以上コメントでございます。

よろしくお願ひします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

オブザーバーの方もいかがでしょうか。

それでは、大橋委員からよろしくお願ひいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

そもそも、容量市場の議論が3年前頃に立ち上がった頃に思いを致してみると、広域機関で、供給計画の中だと思いましたけれども、調達未定の電源、つまり多くの小売事業者が卸市場での調達に供給を頼るというふうな姿に対して将来の供給不足を懸念して、投資インセンティブを確保する上でも容量市場が必要だということで、この議論が立ち上がったというふうに覚えていました。

ようやく市場が立ち上がって、今回こうした形で結果が出たということ自体は、まず、非常に大きな前進だったというふうに思います。

この間、非常に複雑な議論も経て、市場の仕組みを作り、やったわけなので、第一に我々が受け止めるべきは、このシグナルとして出てきた価格をまず尊重すること、ここで現れたものについても、虚心坦懐にこの結果を受け入れるというのはまず重要だと思います。

それは何かというと、やはり電源投資が現在足元で必要な状況にあるということが、まずその結果として見て取れることなのだろうというふうに思います。当時の懸念というのが裏打ちされたというふうに、まず入口としては捉えるんだろうと思います。

その上で、この市場のシステムが、やはり市場設計の在り方という点でどうかというふうな議論をすべきだと思いますけれども、これは、供給信頼度の議論まで遡ってするというのはやはりそこの議論というのはしっかりと専門的にやってきた部分もあり、そこまで立ち返ることというのは多分ないんだろうなと思います。

ただ、今回事務局から示していただいたような経過措置の在り方、非常にこれは複雑で 2010 年という数字、それ以前のものという、ここの妥当性もどうかという点もあるかもしれませんし、また、減価償却を減額して、さらに逆数を掛けるという、かなり一見すると複雑な形に結局なったわけですけれども、そもそも応札額をしっかりと精査するという姿であれば、それはそれで非常に簡素な形かもしれません、そういうことも含めて議論するというのは非常に重要なと思います。

ちょっとその市場の価格の動きを見たときに、今回約定価格付近でフラットになっているわけですけれども、応札額が、これは情報提供が一体事業者に、要するに、入札時に何の情報が応札者にアベイラブルだったのかというのは、結構細かい点ですけれども重要なと思っていまして、そうしたことでも、ちょっと細かい点ですけれども何の情報が与えられていたのかということも細かく議論してもいいのかなと思います。

また、これは上限価格に、特段それを下げる方向にはならないと思いますけれども、停電価値も含めて常にチェックするという姿勢は重要だと思いますので、ぜひそこも O C C T O 様に、しっかりとやっていただければと思います。

以上です、ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、安藤委員、よろしくお願いします。

○安藤委員

よろしくお願いします。

広域からの資料 3-1 のスライド 20 についてなんですが、下の今回の約定結果を見る限り、先ほど大山先生からもあったように、同点で上限に張りついているところがたくさんあつたら、必要量よりも多く電力を抑えることになってしまふと、ここについては私ももったいない状況かなと感じております。

そして、ここについて部分約定はしないというのは合理的だというのは理解できるんですが、しかし、この絵にある電源A、B、Cの全てを約定させるべきかということに疑問を持ちました。

同点の場合、必要量を満たし、かつ上回る部分が少なくなるように、例えばくじ引のようにランダムに決めてはどうかと。

そうすると、そもそも自分たちの費用を反映してやっているので文句はないはずではないかという気もしますし、同点であつたらくじ引で決まるというのであれば、一円でも引き下げるインセンティブになるのではないかと感じました。

2点目として、逆数入札が価格を決めるというのは、今回のルールの下では仕方がないことはあるわけですが、やはり実際のコストを反映したものではなく、経過措置と逆数という、このちょっとテクニカルな不定化的な要素から出てきたものですので、やはりここについて扱いはよく考えて、うまく実際のコストを反映させたものになるように仕組みを考える必要があると思いました。

あともう一点、上限価格の公表について、上限価格を公表しないということも少し私も考えてみたんですが、そうすると、その上限価格の探り合いが起こって非効率的になる可能性がある。上限価格を低く見積もつたけれども、コストが高い事業者の電源設備が落札し、その読み合いが少し外れた。でも、コストが低いところが落札できないなどとなると、それはそれでもつたないかなということも感じました。

また、上限価格が存在するけれども非公表という場合には、例えば公共事業などで昔、官製談合なんていう言葉もあつたりしましたが、そうではなくても、その上限価格の情報を得るために何か不正が起こるなど、付隨する問題行動も起これり得るのかなということで、シンプルな仕組みであったほうがよいとも感じております。

というわけで、上限価格を公表しなければ、このバンチングみたいな、皆さんと同じ金額で並ぶということが防げるというのは確かなんですが、それに付隨するトラブルについても考えておく必要があると感じました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、次に、廣瀬委員のほうからよろしくお願ひいたします。

○廣瀬委員

聞こえますか。

○横山座長

はい、大丈夫です。

○廣瀬委員

ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

監視等委員会のほうから容量市場 2020 年度メインオークションに係る監視の中間報告として御説明くださいり、ありがとうございました。

監視結果として、これまでの時点で、売り惜しみや価格つけ上げなどの問題となる事例は認められなかったということで、大変結構だと思います。

その上で、来年度に向けて検討すべき事項として 2 点、経過措置及びその対象電源の逆数入札の在り方と、維持管理コストの計算方法という御指摘をいただきました。

順番が逆になりますが、維持管理コストの計算方法に関しましては、実例として挙げられた 5 つの点につき、計算方法を整理してガイドライン等で示すことが適当であるという監視等委員会の考えに、賛成いたします。

次に、経過措置及びその対象電源の逆数入札の在り方のほうに関してですが、この経過措置や逆数入札といった一連の仕組みの在り方を議論して決めた段階においては全く想定していなかつた、何か新しい事象が発生し、そのことが原因となってオークションの機能がゆがめられた、期待した結果が得られなかつたということではないと理解しております。

結果を見ましても、約定価格は上限の範囲内に収まっています。ということは、当初から、言わば許容されていた範囲内に結果が収まっているということだと考えます。

もちろん、常により良い仕組みの在り方を目指して、経過措置や逆数入札の在り方を再度議論するという考えは大変結構だと思います。その場合には、今回のオークションにおいて、何が問題だったと見るので明らかにするところから始めたいと考えます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、松村委員からお願ひいたします。

○松村委員

聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえます。

○松村委員

自分の意見を言う前に、質問が2点あります。回答を聞いてから意見を言いたいので、順番に質問させてください。

まず、監視等委員会に対する質問です。

売り惜しみはなかった、支配的事業者が全てのユニットをきちんと調べたということを伺ったのですが、こういうことは1件もなかったということですね。

例えば、キャパが100あるのにもかかわらず98でしか入札しなかった。もちろんこれは広域機関のほうで、例えば揚水だとかは一定のルールを定めているので、そういうのに合わせたキャパの量というのならもちろん問題ないのですけれども、そうじゃなくて、キャパが100あるにもかかわらず98で入札したなんていうのは1件たりともなかったのですよね。

それは、例えばペナルティだとかのリスクとかを考えて、合理的にこれぐらいに抑えましたなんていうのは1件たりともなかったのですよね。

それから、供給計画で一応載せてはいるけれども廃止するつもりですというの、例えば、将来原発が動くことを見越して廃止する可能性がかなりあるけれども、しかし一方で、原発の稼働は供給計画に入っていないくて、しかし、それはもちろん入っていないから原発のほうは応札していないのですけれども、でも、火力のほうも応札していないなどというようなことは1件たりともなかったということですね。

全てのユニットをちゃんと調べた結果がこうだということなので、そういう類いの疑わしいことは1件もなかったということを確認させてください。

○横山座長

それでは、佐藤さんのほうから、何か回答ありましたらお願ひしたいと思います。

○佐藤オブザーバー

分かりました。まず、先生がおっしゃっていたように、揚水のところは貯水池使用計画や調整計画や係数等で実態を考慮したというもので、これは広域機関等でもガイドラインというか、考え方を示しておりますが、それに基づいて説明をお聞きして、大きな相違点はなかったということであります。

それで、火力に関しては、まさに先生がおっしゃったように下回った登録というのは、これは全部チェックをしましてございませんでした。

あと、24年度に工事が動かないという説明を伺ったということで、もし24年度に今回伺った違う動き方をした場合、それは24年度にペナルティということになる、場合によってはペナルティということになると思いますが、少なくとも今お聞きしたところで、この24年度何で動かないんだと、どう考えてもおかしいような極めて非合理な説明のものはなかったということでご

ざいます。

結果として、24年度にどうしてこんなに動かないといったようなやつが動いているんだという場合は、それはそれでまたいろいろお話を伺うことになりますし、ペナルティ等がかかることがあるとは思いますが、少なくとも現時点では24年度に動かないということでおかしいと思った案件はなかったということです。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

○松村委員

もう一回確認しますが、監視等委員会のほうの資料ではなく広域機関の資料、スライド21のことでは、期待容量よりも小さな容量で応札したものがこんなにある、あるいは応札しなかったものがこんなにある。そのうちDRはしようがないとしても、電源でも相当あったということでした。今言ったような容量は登録していたのだけれども全てが点検等で止まるとか、揚水とかというので説明できるということですね。

それから、これは登録した期待容量よりも小さな容量で応札したのがこんなにたくさんあって、しかし、もともと登録した期待容量自体が設備容量よりも小さい可能性すらあるわけですから、これは問題のある可能性のある容量の下限だと思うのですけれども、しかし、そんなにたくさんあるのにもかかわらず、1件たりともなかったということですね。

○佐藤オブザーバー

ちょっと追加で説明をさせていただきます。

○横山座長

はい、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

その広域機関が出した資料で、私どもで調べたところ、期待容量を下回ったやつはそもそも計画的に動かないところで若干区分けが違っているところがございますので、次回以降にそれもまとめた資料をお出しさせていただきます。

その500万のところに、我々としてはそもそも、これは期待容量を下回ったというよりも、動かないという分類で考えるべきだと思っているやつもございますので、500万までが期待容量を下回ったというような分類はどうかというところもございますので、それもまとめた資料を、先生の御希望ももっともなところもございますので、整理をして次回以降に示させていただきます。

○横山座長

ありがとうございました。

松村委員、お願いします。

○松村委員

ありがとうございます。これだけ大きな容量なので、ぜひお願いします。

次、広域機関に質問があるのですが、先ほどから問題になっているスライド 20 のところです。私、安藤委員が言ったことは全くもつともだと思う。私は、部分約定はしないという議論はしたことは記憶しているのですが、その後、都築さんの説明で、何か同じ価格になったときの需要曲線に乗ったもの、このスライドでいうと電源Cも当然に落札するというようなこと、ルールからすればそういうルールが書かれているというのは認識しているのですけれども、これって一体いつ議論したのでしょうか。部分約定はしないという話は議論した記憶がありますが、この問題を議論した記憶はありません。全く違う2つの問題をごっちゃにして説明がされたような気がする。2つは全く意味が違う。

つまり、電源Bは取ると、電源Cも取るというのは、その根拠、理論的な意味は全く違うと思うのですけれども、これって一体いつ議論したんでしょうか。

○横山座長

都築さんのほうから、よろしくお願いします。

○都築オブザーバー

いつという期日はちょっとはっきりと私も記憶はしていないというか、はっきり申し上げることはできないんですが、この電源にとっての公平性と、それから費用回収の可能性、そういうところを勘案して、こういうふうに決まっているというふうに私どもとしては認識をしております。

○松村委員

その認識は、確実に私は間違っていると思います。部分約定に関して言えば確かにそのとおり、だから部分約定の理屈としてはそのような説明は正しいと思いますが、部分約定ではなく、この図で言えば電源Cに関しては、本来応札された価格は、その価格であれば容量価格を受け取って電源を維持するのと、それから、もう容量価格を受け取れなくて廃止するというのが無差別になるような、休止する、廃止するというのが無差別になるような価格になっているはずなので、これで電源A、B、Cとなって、仮にCは落札しないけれどもA、Bだけ落札するということになったとして、不公平だなどというような議論は理論的にかなりおかしいのではないかでしょうか。

つまり、完全に無差別になっているわけですから、これは落札できなかつたという状態と落札できたという状態、経済的には同じになつてゐるはずで、もしそうなつていなかつたとすれば、そのような価格で入札していない。まさに上り上げを行つたということを事業者自らが認めるこ

とになる。今せつめいいたいた理屈は、私は相當におかしいと思います。

この部分約定しないという理屈で、電源Cまで落札というのが正当化されることは絶対にないと思います。

次、自分の意見を言ってもいいでしょうか。

先ほど安藤委員がこれについて、ある意味でくじで落札する電源を決めるなどを提案されたのですが、私もその正しいと思うのですけれども、くじというやり方をしなくとも、部分約定しないという制約の下で、同点になった電源のうち需要曲線をぎりぎりで満たす、調達容量が最少になるような電源の組合せを選んで、それ以外のところは落選とするというやり方がコストを最少化すると思います。

その場合、先ほども言いましたが、理論的にはこの正しい価格で、つり上げでない価格で入札されているとするならば、落札されてもされなくとも無差別になっているはずですから、事業者にとって自分は落選だから不公平だなどという余地はないと思います。

次に、先ほどからずっと出てきている経過措置と逆数入札ですが、これに関しては、もうそもそも最初から予想されていたこと。

ここまでひどい結果になることを、私も含めて多くの人が予想していなかったと思いますが、あのような経過措置を入れて、あのような控除方式を入れれば価格が高騰するか、安定供給に支障を来す。つまり、電源の退出のインセンティブを歪めるか、どっちかが必ず起きることになり、逆数入札でああ認めたのは、後者の弊害を重視したということだと思います。いずれにせよ既にあの制度が設計された段階から予想されていたことで、想定外では決してありません。

その意味では、廣瀬委員が、これは想定されたものの範囲内、制度は予定したもの許容の範囲内だというのは正しい認識だと思いますが、しかし、廣瀬委員はちゃんと自覚してほしい。こんな変な問題を起こさない制度を私はちゃんと提案し、繰り返し主張し、最後にこの制度が決定される最後の最後まで私一人この制度に反対し続けました。こういうことが起きるということを予想していたからで、繰り返し警告したはずです。

今回の結果は、許容範囲ではあるのかもしれないけれども、予想の範囲かもしれないけれども、こんなひどいことが起きることが予想の範囲になるような制度を作ってしまったことに関して、一定の責任を負っていることはぜひ自覚していただきたい。その上でこんなひどいことが起った。もう私がもともと提案した制度は今さら入れることは絶対不可能だと思いますが、このことも踏まえて、以前から東京ガスが主張しているような制度も含めて真摯にもう一度検討することをしていただきたい。

それから、今回の制度では需要のところから差引くものは、F I Tのものしか差引いてい

ないということですが、将来閉じるかもしれない電源、あるいは閉じる可能性が一定程度あるという電源があったとしても、それは多くの場合、全てが本当に動かなくなるというわけじゃなくて、一定の確率で動くと思います。

そうすると、一定の確率で閉じるものを全部応札されないという格好になり、供給が減る格好になり、しかし従来はそういう類いのものも4年後、5年後には一定程度は動かないかもしれません。けれども、一定程度以上のものは動くということを前提にして、供給信頼度を見てきたというのに対して、こういうやり方で供給信頼度を見てしまえば、明らかに容量市場での需要を過大に見積もっている可能性があり、そういうものを補正するために、広域機関のほうで一定程度、応札はされないけれども見込まれると量を控除することを検討すべきだと、私は繰り返し、繰り返し言つたつもりです。

しかし、それについては検討すると言われたけれども、結局ゼロ回答で今日を迎えてしました。本当にこれでいいのかは、今回の結果も踏まえてぜひ考えていただきたい。

例えば、2021年度から停止すると供給計画で言われている電源なのだけれども、その電源が閉じられてしまうと本当に大規模な停電が起きかねないので広域機関も、あるいはネットワーク部門も手を尽くして、その結果その電源を稼働させることができるとするならば、今回応札していないと思うのですけれども、応札はしていなくても、最終的に供給されるわけですね。供給力にカウントされるわけですよね。

でも、そういうようなものも一切入らないでこういう格好で約定してしまうと、今回のような結果を招く。今言及したのは、やるべき控除を全くしなかったという一つの例ですけれども、こういうようなことは、今回のような結果をもたらした一つの原因。今後十分に検討する必要があると思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村先生の御発言の関連で、都築さんの方からよろしくお願ひいたします。

○都築オブザーバー

座長、ありがとうございます。

すみません、松村先生の御意見、コメントに関して一言だけ補足的に申し上げたいと思います。

今回、この同点の話のところでございます。先生の御指摘は我々としても理解をするところでございます。今回、我々としても想像していなかったという出来事であって、今後に向けて、これからも含めて私、申し上げたことが正しいんだということで言っていたわけではなくて、どち

らかというとさっきのような考え方の下で、募集要綱には書いて、パブリックコメントの募集もして、それで決めてきて、今回はこういう形で運用していますということを現象的に申し上げています。これをオークション結果で今回資料に入れているというところも、これは論点だろうと思つて入れている部分もございますので、その点を御理解いただければというふうに思います。

以上です、ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして小宮山委員、よろしくお願ひします。

○小宮山委員

御説明ありがとうございました。

今回の広域機関の約定結果の御説明をお聞きいたしまして、2024 年度の日本全体の電源の状況を一定程度はもしかすると反映しているのかなという気もいたしたりもしておりますので、電源の状況はやはり改めてレビュー、点検することも大事なのではないかと思った次第でございます。

その中で、逆数入札の件に関しましては、本会議の検討でもこれまで電源の維持に必要となる大規模改修費用上乗せなど、電源の維持に必要な費用から期待収入を除いたものに控除率の逆数を掛けること、本会でも認めたところであったとは記憶しておりますけれども、安定供給を確保するためには必要な措置であることは分かるのですが、今回の結果を見ますと、逆数入札の影響というのがやはり出てきておりますので、本件に関しましてはやはり容量市場の制度の趣旨、電力価格の安定化など、毀損しないように逆数入札については改めて検討を行うことにぜひ賛同させていただきたいと思います。

また、今回の御説明をお聞きいたしまして一点驚いた点は、複数年度の費用計上を行っていると、維持管理コストに関してそうした費用計上の行い方を行った事業者がいるということで驚きましたけれども、その点に関しましては、より厳格に維持管理コストの算定ルールの設定をぜひ行っていただければというふうに思います。

また、最後に来年度のオークションに向けた検証事項として、需要曲線、供給曲線、約定方法、いろいろ検討事項が大変多いわけですけれども、その中で例えばNet CONEとか、それから上限価格、Net CONEの1.5倍に関しましては、これまで1.5倍の根拠といったしましては、容量市場は新設、既設一緒の形で運営している中で、上限価格1.5倍で大体コンバインドサイクルの新設の価格はある程度回収できるという、合理性と全体のバランス感を持って決めた項目もあるかと思いますので、その点もこれまでの検討の経緯も踏まえまして、容量市場の来年度

オークションに向けた検討の目的をより明確にした上で、特に検討が必要であると考えられる項目を重点的に検討をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、秋元委員、お願ひいたします。

○秋元委員

秋元です、よろしくお願ひします。

まずは、今回こういう形で容量市場が、第1回目が終わったということに関して、これまで多大な努力をしていただいた資源エネルギー庁事務局であるとか広域機関、また、監視等委員会の皆様方に深く感謝申し上げたいというふうに思います。

やはり、今回非常に高め、上限価格に近い数字が出てきたということで、私も若干驚きを持って受け止めたわけでございますが、ただ、やはり市場ということもありまして、それは市場ですので高く出ることもあれば安く出ることもあると思いますので、一概に1つの数字だけに驚くということも不適切なんだろうというふうに思います。

そういう意味で、事務局の資料の中でも、実際の約定価格は1万4,137円だけれども、平均した、割引分も含めて平均すると9,500幾らといったような数字が示されたかと思いますが、そういった数字も考えながらこの結果を見る必要があるのだろうと思います。

また、昨今、卸取引市場の価格が低下してきておりますので、全体の費用の回収構造がどうなっているのかということも併せて見た上で、今後どういう改善を行っていくのかということを議論すべきだろうというふうに思っています。

また、同時に、私も改善すべき点は結構あるのではないかというふうには思うわけでございますが、一方で制度の安定性ということも考えなければいけないというふうには思っています。

要は、今回入札行動をした人たちも、来年、再来年の制度も、普通に考えると数年は同じ制度の形で続くという思いを持って入札行動を取ったはずでございますので、そういうことも踏まえると慎重に議論をし、改善すべきところで改善できる点は改善していくべきだとは思うんですが、一方で、そういう制度の安定性という部分も含めて、トータルでこの問題を慎重にこれから議論していくということが何より重要ではないかなというふうには思います。

そういう中で、これからいろいろ、今も御提案もあつたり、これまで逆数入札に対する問題点等もお話はありましたが、それも含めて全体、これから議論させていただければというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、イーレックスの上手さんからよろしくお願ひします。

○上手オブザーバー

よろしくお願ひします、上手です。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、よろしくお願ひします。

○上手オブザーバー

今回初めてのオークション結果ということで、多大なる御努力をいただきまして感謝申し上げたいと思います。

オークションの約定結果ですけれども、やはり許容されていたとはいえ、当社を含め多くの新電力が懸念していたことというのが起こってしまって、非常に高い値段になってしまったのだというのが第一感でございます。

その上で、3点意見を申し上げたいというふうに思います。

まず、資料3-2の監視等委員会さんの資料において、来年度に向けて検討するべき事項として明示いただきましたけれども、本件については問題が出次第、ぜひ来年度と言わず、本年度の結果の取扱いとして検討していただきたいというふうに思っております。

特に、逆数入札に関しては、結果として経過措置をしている意味がなくなってしまったものになつたのではないかというふうに理解しております。以前より東京ガスさんですとか、弊社も含め複数のオブザーバーからも逆数入札されてない電源を約定価格にする案なども申し上げておりますし、例えば今回はやり直しの中でできないということであれば、新たな激変緩和措置として小売の負担増と連動した相対契約を、追加値下げを促進するすとか、こういったオークションをやり直さない範囲の中で、本来想定していた激変緩和措置を本年度の結果に適用していただくということを検討していただけないかということでお願い申し上げたいというところでございます。

それから、2つ目ですけれども、今回の結果が最終的にどうなるにせよ、24年度から小売側で突然コスト増になるということでございまして、そういったものは突然消費者の電力料金への転嫁ということが起こることも想定されます。

あるいは、そう簡単に電気料金は上げたり下げたりできないところもございまして、そういう将来的なコスト増を踏まえて、不用意に顧客にメリットを還元しないという状況が起こるとい

うことも懸念されます。

したがいまして、こういったことが起こることがないように、スムーズな移行ができるような措置をぜひ御検討いただければというふうに思っております。

それから、最後に、今回の制度上の課題をいつまでも課題として残したままにしておきますと、例えば今回出てきた結果というのが、翌年度以降の結果の参考資料に使えないということになるかと思います。

そうすると、問題が起こるのは発電所側の投資でございまして、今回の価格が参考にできなくなると大きな制度リスクが伴うことになりますので、投資をちゅうちょするということになっていくと思います。

ぜひ改善方針については早急に検討していただいた上で、予見性の高い市場形成をお願いできればというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、又吉委員からお願ひいたします。

○又吉委員

又吉です、よろしくお願ひいたします。

今回のオークション結果は、他市場収入の予見性の低下などを反映した結果の一つとも捉えられ、価格が示唆するシグナルをしっかりと受け止めたいという感想を持っております。

一方、監視委員さんの御指摘のとおり、課題も多く残ると思え、オークション結果を検証し、必要なチューンアップを行うことは重要であり、来年のオークションに向けて、今後その検討を深めるという事務局案に賛同いたしたいと思います。

つきましては、1つお願いと意見を1点述べさせていただきたいと思います。

まず、お願いなんですかけれども、先ほど御発言もありましたが、初回オークションにおいて、応札容量が期待容量を2,000万キロワット、約定量の11%相当になると思うんですけれども、これだけ下回る結果となった要因につきまして、もう少し詳細に精査をお願いしたいというふうに考えております。

ガイドラインに基づけば問題事例はないというふうに整理されておりますが、再エネ電源等の調整係数の在り方以外にも、リクワイアメント、ペナルティ等の在り方を検証する必要性について、ぜひ検討をお願いできればというふうに考えております。

1点、意見のほうは、今後の制度・ルール改正が結果として毎年度の容量価値に非常に大きな

ボラティリティを生じさせことがあるかなというふうに思っております。

これは、発電事業者側での一定の投資予見性の担保及び小売事業者側での一定の収益予見性の担保の観点からは決して望ましいことではないというふうに考えております。

来年度オーケションに向けた検証事項を資料の4ページ目のほうにまとめていただいておりますが、制度設計そのものを根本から搖るがすようなルール改正を同時並行的に行うというよりは、オーケション結果の詳細検証を行い、市場創設の目的の視点に立った上で必要な改正措置の優先度を見極めていくことが重要ではないかというふうに考えております。

以上です、ありがとうございました。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、次に、エネットの竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます、音声届いておりますでしょうか。

○横山座長

はい、大丈夫です、お願いします。

○竹廣オブザーバー

このたびの約定結果と、それから来年度のオーケションに向けた検討事項ということで、小売事業者の立場から2点、それから、市場の役割の観点から1点申し上げたいと思います。

まず、実際にこの費用を負担する小売事業者の立場から申し上げますと、やはり、正直今回の約定価格というのは衝撃的でございましたし、大変受け入れ難い水準のものだと思っています。実際、簡便な計算をしたところで、弊社においてはこの容量拠出金がおよそ年間250億円という規模に上る見込みです。もちろん、相対契約の見直しですかスポットの値下がりの部分でキャンセルできる部分はあると思いますけれども、仮に半分リカバリーできたとしても100億円といった規模の純粋な支出増ということで、これはまさに事業継続に関わる水準だと考えています。

先ほど監視等委員会のほうから非常に丁寧に点検をいただいて、ただ、その上でもこれほどの影響が出る約定結果が問題はなかったと今回レポーディングされていること自体に、我々は大きな違和感を覚えています。

非常に多くにわたってチェックをいただいたと思っていましたけれども、例えば事例にも挙げられていました維持管理費を複数年で見られているというようなこともそうです。バックデータを全て確認されたわけではないというふうにおっしゃっておられましたので、さらに詳細な点検があるのかもしれません、例えば維持管理費を見積もるにあたっても、世の中の人件費と比べて

どうなんだ、その人件費、あるいは予備費みたいなものを過大に積み込んでいないか、横並びで見たときに、どこかの発電事業者が非常に単価を高く見積もっていないかとか、やはりその辺まで見ないとこの妥当性というのはそう簡単に問題がないというふうには言えないんじゃないかなと考えています。

当然、事業者、個社の名前を公表してということではなく、結構かと思いますけれども、もう少しこういう目線で評価をして問題がなかったというふうに事例で御説明をいただければ納得感も増すものと考えますので、御検討いただければと思います。

続いて、2点目ですが、何度も出てきております逆数入札の件ですが、今回のレポートでも逆数入札を認めたことが結果としては入札価格を引き上げることになった、と記載がございました。

確かに、本審議会や広域機関の検討会におきましても、逆数入札の行為自体は理解されたものの、結果として、その電源が約定電源となった場合の約定処理については、東京ガスさんをはじめ、イーレックスさんや、我々も逆数入札に限定したマルチプライス方式の有用性といったものを繰り返し意見させていただいていました。

入札のやり直しについては、現実的には難しいかと思いますけれども、約定処理自体については、例えば約定した逆数入札の電源はマルチプライスで約定させて、それ以外の約定電源は、逆数入札の電源を除いた場合のシングルプライスオークションの価格とするような価格決定処理というものは皆さん合意の下で再考できるものというふうに考えています。

ここまで申し上げますのも、事前にこの懸念を新電力から度々申し上げていたにもかかわらず、最も危惧していた事象が発生してしまったからですルール内ということではあるのかもしれません、懸念が想定されていた中でこの負担規模を今回は仕方がなく1年後までに検討を、というのは大変受け入れ難いものだと考えています。

この逆数入札で応札した経過措置電源が約定電源となったことで、経過措置が事実上意味をなさないことになりますし、経過措置でない電源も含めて、これはシングルプライスオークションの功罪ですが対価が支払われることになります。

結果として、料金転嫁や上昇を招いた場合に、これで果たして本制度に需要家が納得できるのかというところは疑問でもございます。

まずは限定的なマルチプライス方式といいましょうか、こういうやり方を適用した場合に、今回の約定価格がどのように変化するのかということは、ぜひ御確認いただきたいと思います。

こうした検証は見直しのタイミングでということではなく、必ず実施していただきたく、早急に御検討をお願いしたいと思います。

最後にもう一点ですが、市場の役割のほうの観点から、約定価格の早期見直しの必要性を申し

上げたいというふうに思います。

先ほど御意見がありましたけれども、容量市場の約定価格には、発電事業者さんの投資予見性を与える役割があると思っています。

来年度に今回を踏まえて見直しが予定されているとすると、発電者にとって今年度の価格は参考になりませんので、今後の水準が見通しにくいことになると思います。

発電所は当然複数年にわたって使用されるものですから、今年度の高い市場価格をもってしても新規投資を躊躇されるようなことになるのではないかと考えています。

正しい市場シグナルを発信していく意味でも、次年度に見直しがなされるべき問題は今年度から速やかに見直していただきて、今回の結果に可能な限り適用いただくようにお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして出光の渡辺さん、よろしくお願ひいたします。

○渡辺オブザーバー

聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

よろしくお願ひします。

○渡辺オブザーバー

よろしくお願ひします。

まず、今回の容量市場の約定結果に関しまして、次年度に向けての課題を抽出していただきて、検討事項を整理していただいていることに関しては本当にありがとうございます。

一方で、今回の初回オークションの結果につきましては、事業者としてなかなかちょっと頭の中で整理がつかず混乱しておるということございまして、その確認というか、意見というかを1つ述べさせていただきたいと思っております。

今回の入札に関しましては、先ほど来ありますように、この作業部会でも議論されてきた内容を反映したもので設計されました市場の仕組みですとかルールに従って入札が行われた結果でございますし、仕組み上こういう結果になる可能性があったということが分かっていたということは重々承知しておりますが、まず1つ目が、約定価格がほぼ最高価格の1万4,137円になったと、また、最高価格で応札した電源が複数存在して、それが経過措置対象で逆数入札されたものであ

ったという結果。

それから次に、本日の資料3－2、電力・ガス取引監視等委員会の作成されました中間報告の来年度に向けて検討すべき事項の1、経過措置及びその対象電源の逆数入札の在り方の2ポツ目の2行目の後半から始まるところですが、その結果、入札曲線は各電源を維持するために必要な額を上回る曲線となり、約定価格がその電源を維持するために必要な金額じゃなくて、その割引部分の逆数を乗じた価格となっていたというその記載のコメント。

それと最後になりますが、これまで作業部会で本容量市場の趣旨についていろいろな議論がなされてきております。

この3つをどう整理していくべきかというのが正直混乱しておるところでございまして、作業部会での容量市場の趣旨ということに関しては、例えばですが、第3次中間取りまとめの72ページ、これは市場支配力行使の類型というところなので、先にお断りしておきますけれども、今回のオーケーションでは売り惜しみや価格つけ上げがなくて設計したとおり入札が行われていますので、ここを参考するのかどうか、適切かという議論はあるとは思いますが、ここは非常に本質を突いているというふうに感じておりますので、そこをちょっと一つ読み上げさせていただきますと、約定価格が日本全体に必要な供給力の維持に最低限必要な水準を上回ることになると、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加して、ひいては電気の使用者の利益の保護を阻害するおそれがあると、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合は容量市場の趣旨に反するというふうに考えられるというところでございまして、これは第3次中間評価の取りまとめのみならず、第2次中間取りまとめにも同じように記載されているということですから、我々の一つの一貫した容量市場の趣旨ということへの考え方だと思っておるんですが、この考え方方に立ち戻った場合、今回のその約定価格というはどう評価されるんだろうかと。

そう考えますと、やはり今回のこの約定価格がそもそも容量市場の趣旨に合致しているのかどうか、ここに立ち戻って検証することも必要ではないかというふうに今思うところでございます。

その上で、今回資料3－3の3ページにございます、経過措置及び対象電源の逆数入札の在り方、並びに維持管理コストの計算方法をより詳細にしていくという、ここについては来年度に向けて必要な検討を行うということで大賛成ですが、一方で、先ほどからも御指摘ありますけれども、こういう見直しを、検討を来年度に向けて行うということは、来期の入札の仕組みが今年から大きく変更される可能性もございまして、その結果、価格も大きく変わっていくと、こういう状況になったときに、果たして市場の役割であります電源投資を検討する際の予見性という意味での価格シグナルというようなものが容量市場の設計次第で1年で大きく変わるというようなメッセージを出してしまってことになってしまふことがいいのかと。

それともう一つは、新電力の小売事業者の立場という観点から見ますと、そもそも小売事業というのは極めて利益率が高くない事業モデルでございまして、そこにおいて容量拠出金の負担金額の大小というのは、これは間違いなく経営に大きな影響を与えることは事実でございます。

特に卸市場に供給を依存しています多くの新電力にとっては、24年度の市場価格が予見できないという中でございますが、その影響は非常に深刻だと思っておりますので、たとえ1年間といえども、拠出金の負担額によっては事業継続を左右するような影響が出ることも考え得るというふうに考えておる次第でございます。

繰り返しになりますが、今回の約定価格は、これまで我々が十分検討した上で設計されたルールに従って入札を行った結果でありますが、いずれにせよ、もし先ほどのお話、問題提起させていただいた、今回約定価格が容量市場の趣旨に合ったものでないというようなことになるとすれば、大変簡単なことではないと思いますが、来年度以降のオークションというものの中で検討するということよりも、できれば今回の結果そのものを見直すべきかというような議論をしてもいいのではないかというふうに感じているところでございます。

すみません、大変長くなりましたが以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして東京ガスの菅沢さん、よろしくお願ひいたします。

○菅沢オブザーバー

東京ガスの菅沢でございます、聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、大丈夫です、お願いします。

○菅沢オブザーバー

今回、御丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

私からは、3点意見を申し上げたいと思います。

まず1点目でございますけれども、資料3-3、スライド3に御記載いただいております経過措置及びその対象電源の逆数入札の在り方についてのコメントとなります。

第39回、40回のときにも申し上げましたとおり、逆数入札 자체は必要と理解はしておりますけれども、今回のオークション結果のように逆数入札によって約定価格が高騰してしまいますと、政策的に導入を決定した経過措置そのものの目的と逆の結果になってしまいまして、問題があると指摘もありますし、そのように考えております。

今回、資料の中で、来年度に向けて検討すべき事項ということで明確に御記載をいただいてご

ざいますけれども、本年度のオークション結果も、オークションの前からこの作業部会でも複数の委員あるいはオブザーバーの皆様から御指摘があったのにもかかわらず生じてしまったものでありますし、この時点で問題が明らかであるということであるならば、全体の負担へのインパクトも鑑みて、本年度のオークションの取扱いについても検討いただけないものかと思っております。

また、同じ資料のスライド4にも、約定方法の見直しについて、検証事項として記載いただいているが、全体に影響するシングルプライスの約定価格は逆数入札をした電源の影響を受けないようにしつつ、真に必要な電源に限り維持管理に最低限必要なコストが支払われるために一部マルチプライスオークションを併用するといった方法も有益と考えておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、同じスライド4の検証項目に経過措置が含まれてございますけれども、今回のオークション結果が経過措置そのものの政策目的と逆の結果になってしまったということを踏まえまして、経過措置の在り方についても御検討をお願いできればと思っております。

2点目になりますけれども、資料3-1のスライド20に関して、になります。

今回、約定価格は上限価格に張りついたにもかかわらず、約定量は目標調達量を超える水準となっておりまして、もともと目指していたトレードオフの概念からは望ましい結果ではないと考えております。

約定価格で応札した電源が複数の場合の取扱い自体は合理的と考えておりますけれども、今回のように上限価格に応札が集中して、結果として約定量が増加する事態は避けたほうがいいと考えておりますので、この課題に対応するための新たな措置についても御検討をお願いしたいと思います。

最後、3点目でございますけれども、資料3-1、スライド21について、既に幾つか御指摘ありますけれども、今回、期待容量と比較しまして応札容量が2,000万キロワット減少しているということで、かなり規模的にも大きいということで、やはり少なからず約定結果に影響しているのではないかと考えております。

御説明いただいたように、今回、中間報告ということで売り惜しみには該当しないといった御説明をいただきましたけれども、ぜひもう少し詳細な御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、監視等委員会の佐藤さん、よろしくお願ひいたします。

○佐藤オブザーバー

すみません、何人かの委員の方、オブザーバーの方々からございましたが、売り惜しみ、価格つり上げ、両方に關しまして、次回、個別の社の名前は出さないように、もう少し詳細、もう少しというか、詳細な何らかのデータを出して、より納得していただくようなものにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、関西電力の小川さん、よろしくお願ひいたします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます、よろしくお願ひいたします。

今回、容量市場の第1回の、初回のオークションが実施されたわけですけれども、この容量市場の初回オークションが開かれるまでにも多大な時間とエネルギーをかけまして、いろんな方がこのルールの設計に当たって御尽力いただいたということを改めて感謝するとともに、今回、第1回のオークション結果を受けまして、先ほど事務局から御説明をいただきましたように、様々な検証事項、多岐にわたる項目を挙げていただいておりますし、先ほど来、多くの委員の方、オブザーバーの方々からも様々な意見が出されているというふうに思っておりますが、今後そういった御意見を踏まえて、様々な検証が進められるというふうに思いますが、引き続き、これは多大な労力がかかるわけですけれども、日本にとって必要な容量市場という制度のためにしっかりと検証を進めていただきたいと思います。

その上で、事業者の立場で1点、改めて念のためのお願いということなんですが、やはりこの容量市場というのは、電源投資について一定の投資予見性を確保し、より効率的に、中長期的に必要な供給力、調整力の確保を可能とする施策というふうにして導入されたものだというふうに理解しておりますけれども、本当にこの事業者の立場といたしましては、事業を進めていく上で将来の予見性が極めて重要でございまして、この容量市場から、その市場からのシグナルというものが適切に得られるということが極めて重要だというふうに考えております。

ですので、検証に当たりましても、今後、容量市場の導入の狙いが正しく達成されるということが非常に重要な観点、視点での検討、検証をよろしくお願ひしたいと思います。丁寧な検証をよろしくお願ひします。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、中部電力の花井さん、よろしくお願ひいたします。

花井さん、聞こえますでしょうか。

中部電力の花井さん、聞こえますでしょうか。

ちょっと音声が聞こえないようですが、事務局、聞こえていますか。

○森本電力供給室長

横山先生、先に曾我先生と武田先生、いっていただけますでしょうか。

○横山座長

分かりました。

それでは、ちょっと花井さんのほうつながらないようですので、曾我委員、どうぞよろしくお願ひします。

○曾我委員

ありがとうございます。

今回のオークション結果については、私としても非常に真摯に受け止めておりまして、投資回収の予見可能性を確保することで供給力を確保するという容量市場の目的に適う中でのコスト最小化という観点を含めて、今回出てきた課題については真摯に検討に取り組むべきだと考えております。

その意味では、逆数入札による価格の引上げに関する課題については改善の余地があるということで、シングルプライスを貫くのかという点については、一つ大きな検討課題だと受け止めています。

あとは、維持管理コストの計算方法については、初回の実績を踏まえてさらなる合理化とか、精緻化については対応可能なものと受け止めておりますので、これについても検討するということで賛成したいと思います。

その意味では、先ほど来、皆様の発言にております制度の安定化のためには、早期に予見可能な制度を固めるべきだというところについてはおっしゃるとおりだと思っておりますので、できる限り次年度分の制度については改善すべき点が出尽くした形にしたいと思っております。

あとは、ちなみに、オブザーバーの方々から、今年度分についても何らかの対処をということでお話が出ていた点でございますが、こちらについては悩ましい点も色々とあろうかと思います。

約定結果の公表日に公表内容に従って容量確保契約が成立するということは、募集要項上には記載されている点ではありますけれども、こちらの他条件も含めて、この募集要項に関する手続条件については確認をする余地はあるかもしれません。

少なくとも相手方との合意に基づく契約の変更というのは一応あり得る対応とは思っておりますが、いずれにしても、今年度分について何か対処ができるかという点は、議論がいろいろしなければいけない点ではないかと思っております。

私のほうで精査し切れていないところではございますが、ご参考までに、念のため発言させていただきました。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、武田委員、お願ひいたします。

○武田委員

ありがとうございます。

今年度の結果を見まして、確かに新電力への負担というには大変懸念されるのですけれども、同時に、一般に、結果を見てルールを変えるということについては一定の慎重さが必要だと思います。それを前提に、少なくとも今年度のオークションの扱いについてどうこうというのではなく、やはり慎重にならざるを得ないのではないでしょうか。

他方、制度趣旨に沿った形での調整というのは、これは必要であるというふうに思いますので、例えばここではメインの論点として話が出ていますけれども、逆数入札の扱いですね、それについては次年度以降、検討の余地がある、必要であるというふうに感じます。

それと、監視なのですけれども、私は事務局の説明をいただいて、相場操縦の監視が大変詳細にされているなというのが第一印象だったのですけれども、委員の先生のお話を聞いていて、また、オブザーバーの方の御意見をお聞きしていて、さらに見るべき余地があるというふうに認識しました。それら意見に対応して、次回監視等委員会が詳細なデータを示していただけるということですので、それをよく見て再度評価をしたいと思います。

以上に加えて、今回、発電のほうに大きなお金が行くということありますけれども、別の会合等で議論されていますように、小売部門へ内部補助の監視というのも重要になると思いますので、その点も引き続いて監視等委員会でしっかりと見ていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、再び中部電力の花井さん、よろしくお願ひいたします。

○花井オブザーバー

花井でございます、聞こえていますでしょうか。

○横山座長

大丈夫です、よろしくお願ひします。

○花井オブザーバー

私からは、まず広域機関殿より公表された資料3－1についてです。結果の公表ということで、まずは事実を整理いただいたものと理解しております。非常に膨大な作業だったと思います、ありがとうございます。

今後、詳細な分析を行われていくと思いますが、供給力の関係で九州エリアの信頼度が低い結果になった理由や、今回の約定結果における調整電源の確保状況も安定供給の観点から確認が必要だと考えていますので、ぜひそういった点を含めて、今後の約定結果の分析、評価をお願いしたいと思います。

次に、来年度のオークションに向けた検証事項についてです。中間報告としまして、監視等委員会殿から不当な入札行為はなかったと報告頂いています。今回の入札は「適切な電力取引についての指針や」入札の基本方針、基本的な考え方を規定した「容量市場における入札ガイドライン」に沿ったものであると受け止めております。

一方で、多くの委員からご発言がありましたが、幾つかの課題提起もいただいております。また、事務局のほうでも課題を整理いただいているため、次回のオークションに向けてスピード感を持った上での対応ということになりますが、一つ一つ今回の結果を踏まえた検証を進めていくことが、私も必要だと考えております。

ただ、初回のオークションの結果だけで十分な検証が得られるかという難しい部分もあるかと思います。

これまでの議論の中でも本作業の中間取りまとめ、2次取りまとめにございましたが、容量市場の包括的な検証は十分な回数のオークションを実施し、容量受渡しの行われる2025年度までを目途に実施すると書かれておりますので、明らかに見直しが必要な事項を除き、制度の安定性の観点から、やっぱり大きく見直す場合には、複数回のオークションの結果と検証を踏まえて丁寧な議論をやっていくということも必要かと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますか、広域機関の都築さんのはうから、いろんな委員の方からスライド21に関して御意見がありましたので、それについてのコメントを都築さんのはうからお願ひいたします。

○都築オブザーバー

広域機関の都築です、ありがとうございます。

スライド 21 の部分についても、複数の委員、オブザーバーの方から御発言があったかと思います。何もファクトとして答えていることになっていないものですから、もやもやした状態で終わっちゃうとまずいなと思ったので、かいつまんでさわりの部分を御説明します。

まず、ここで登録した期待容量よりも小さい容量で応札をしたというところ、535 万キロワットあるというふうになっております。

これは実はどういう事業者かということしていくと、めちゃくちゃ事業者の数は多いです。したがって、何かある特定の人に寄っているかというと、必ずしもそうとは言えないという状況です。

その中でも、割と大きくこのウエートを占めているところで若干説明をしますと、一つの例として言えば水力、揚水なんですけれども、供給計画上は今回の応札容量と一致しているんですが、期待容量の設定がちょっと大きく出ているケースです。

それ以外でいうと、同一サイトでまとめて入札単位としている場合の一部応札されなかつたというところに起因するようなものが含まれているということも言えるかというふうに思っております。

それから、3番、これは数字はでかいんですけれども、これ両方合わせて 2,000 万とかそういう議論になるのですが、半分以上は原子力となっています。

それから、直近で花井さんからお話をあった話ですけれども、調整電源の確保状況については、これから整理していく予定ですので、一言申し上げておきます。

ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いします。

それでは、最後、エネ庁の事務局のほうから何かコメントがありましたらお願ひしたいと思いますが、森本さんいかがでしょうか。

○森本電力供給室長

本日は 1 時間以上にわたっていろいろなコメントありがとうございました。

改めて、今日議論の中にもございましたけれども、この容量市場をやることの意義、そこをどう捉まえるかといったところが多分本質なんだろうなというふうに理解をしてございます。

私自身もこのポストを預かりまして、1 年以上、容量市場の議論を携わさせていただきました。

その前からの議論で、3 年近くにわたってこの容量市場の御議論をいただいてきたというふうに承知をしてございます。

全体としまして、この電力産業、電力をめぐる様々な仕組み、こういったものを自由化という中で大きくかじを切ってきた中で、一方で我々が果たしていかないといけない公益的義務、特に安定供給という観点でどういった仕組みが必要なのかといったところを御議論をいただいてきたというふうに承知をしてございます。

先ほど、大橋先生のほうから調達未定というお言葉ございましたけれども、全体としましては、こういった市場化、自由化の中で、一方でどうやって安定供給というものをうまくバランスよく保っていくのか、ここの難しい舵取りを迫られているという中での出てきた施策だというふうに理解をしてございます。

そういう意味で、非常に難しい政策判断をしないといけないということだと理解をしてございます。

その上で、本日様々な御意見をいただきましたけれども、私の理解では、これまで3年間いろんな議論はあったと思います。こっちに行こう、こっちじゃないという御議論をいただいた上でそういういた議論があったというふうに理解もしてございます。

ただ、その上で、この方向がベストではないにしてもベターだという形で一步を踏み出したんだというふうに理解をしてございまして、そういう意味で監視委員会のほうから御報告をいただきましたけれども、現時点で何ら制度として何か瑕疵が、制度に対して何か問題があったといったところは確認されてないというふうに聞いてございまして、そういう意味では今回の結果を真摯に受け止め、まさにこの現状、電力産業をめぐる現状を真摯に受け止めた上で、次の一步をどういうふうに踏み出していくのかということではないかというふうに理解をしてございます。

その上で、今日いろいろ御指摘もいただきました。

一方で、我々すみません、準備不足で、いろんなファクトお示しできていない部分も多々あったというふうに理解をしてございます。

その点は監視委員会、それから広域機関ともうちょっと連携をさせていただきまして、次回以降、しっかりとお示しできるように準備をしていきたいと思っていますので、御理解をいただければというふうに思ってございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。たくさん御議論をいただきまして、ありがとうございました。貴重な意見もたくさんいただきました。

今回はオーケションの結果公表直後の議論ということであります。今後は、来年のオーケションに向けて、これまでの経緯の確認や、それから今回の結果に係る論点の整理、必要に応じ

て具体的な見直しの検討が必要になってくるということは、委員の皆さんからの御指摘のとおりでございます。

具体的な議論につきましては、見直しの議論につきましては、本日の議論を踏まえまして、広域機関とも連携を取っていただきまして、さらなる検討が次回以降進むように事務局のほうは御準備を進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、ちょっと時間の関係で、もう残り時間が少なくなりましたけれども、次の報告事項に移りたいというふうに思います。

非化石価値取引市場についてということで、事務局から説明を簡単にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○森本電力供給室長

すみません、ちょっと時間がございませんので、簡単に御説明させていただきたいと思います。2019年度のエネルギー供給高度化法に基づく達成計画の報告についてという内容でございます。

エネルギー供給高度化法の非化石電源比率の達成に向けた状況の御報告ということでございます。

1ページ目でございます。

エネルギー供給高度化法におきましては、小売電気事業者、一部の一般送配電事業者等におきまして、一定の販売電力量以上の事業者につきましては、当該年度における非化石電源の調達の状況、これを御報告いただくということになってございます。

2019年度の状況の報告を、この7月末を期限にいたしまして御報告をいただいていたというところでございます。こちらをまとめたものが以降の資料になってございます。

本年度御報告をいただいた事業者、61事業者になってございます。国内全体の販売電力量で97%という値になってございます。ほぼ全体を網羅できているというような数字になってございます。

2ページ目でございます。

御提出いただいた事業者名を具体的に記載しているものでございます。これまで、昨年度との比較で、新しく対象となった事業者が6事業者、一方で対象外となった事業者は4事業者いましたというような報告でございます。

それから、3ページ目、4ページ目でございます。

3ページ目につきましては、2019年度の実績の数字になってございます。

その比較といたしまして、4ページのところに2018年度の実績をつけさせていただいてござ

います。ほとんど相似形の図になってございますけれども、違いといたしましては、非化石電源比率が左上のあたりになりますけれども、2018 年度 22.84 という数字から 23.77%という形、1 %ほど数字が増えているというような状況でございます。

差分につきましては、真ん中あたりの非化石証書等とございますけれども、F I T 支援を受けて設置された再生可能エネルギーの量が 1 %ほど全体として増えていると、こういうふうな実績でございます。

ほか、水力、原子力等は大きく数字が変わってないというような報告でございます。

5 ページ目、6 ページ目、7 ページ目につきましては、自由記載等に御記載いただいた意見等を取りまとめたものになってございます。ちょっと時間の関係で本日は割愛させていただきたいと思います。

8 ページ目、まとめでございます。昨年度の達成計画の評価ということでございます。

全体といたしましては、先ほどの数字のとおりで、1 年前に比較いたしますと約 1 %上昇しているという状況でございます。

小売事業者単位で見ますと、これまでの評価と概ね変わりございませんけれども、これまで、水力、原子力等をもっていた事業者で比較的高い非化石電源比率になっていますという内容でございます。

一方で、一部の事業者では平均以上の非化石電源比率となっているものもございまして、そういうものも少しづつ見受けられるようになっているという分析でございます。

4 ポツでございます。

幾つか意見いただいたございます需要家における非化石証書の利用メリットの改善、そもそも非化石証書制度、もちろん供給高度化法の目標達成といったところからスタートはしてございますけれども、最終的にやはり需要家のほうでこういったものの非化石証書の利用メリットを認識していただき、そういうものに価値をきっちり払っていただくようになること、こういった環境整備が非常に重要になってきているというふうに理解してございます。そういうあたりの意見もいただいているところでございます。

また、市場における公平性の担保、こういったところはしっかりとフォローをしてくださいというような御指摘をいただいているところでございます。

必要に応じて制度の見直し、こういったもののコメントもいただいているところでございます。なお、5 ポツでございますけれども、今回報告の対象外になった事業者 4 社ございました。こちらにつきましては、事業所のほうから個別に確認をさせていただいてございます。1 社につきましては、小売事業のグループ内の他社への移管ということがございました。こちら他社に移管の

結果として、報告の対象になってございます。1社につきましては、販売電力量が大幅に昨年度下がったというような結果が確認をされてございます。

また、2社につきましては、事業継続そのものが難しくなってきているということで、規模を大幅に縮小してきていると、こういうようなことを確認させていただいてございます。意図的な高度化法の義務を逃れるような行動というものは、確認はされなかったという内容の御報告でございます。

以上、今回の報告でございまして、次回以降の本検討会におきまして、2021年度の中間目標値の具体的な議論を進めてまいりたいというふうに考えてございます。親委員会の小委員会とも連携をさせていただきまして、議論を進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、皆さんのはうから御意見ありましたらお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

御意見がありましたら、チャット欄に書き込んでいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

特に御意見はございませんでしょうか。

オブザーバーの皆さんでも結構です、どうぞ、ございませんか。

チャット欄に書き込みがないようですが、特にこの御報告に関して皆様方からの御意見はないというふうに受け取させていただきました。

それでは、先ほどの御報告ありましたけれども、2021年度の中間目標値につきまして、事務局におかれましては、次回以降、検討が進みますように御準備をいただければというふうに思います。

御意見ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、全体を通して、あと2分ほど、皆さんの御協力で時間がございますが、皆さんのほうで何か一言、二言まだ時間ございますが、いかがでしょうか。

全体を通して、特に先ほどの容量市場につきましてまだ御意見、言い残しておられる方ありましたら、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

皆様の御協力もありまして、非常に最後はスムーズに進みまして、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、次回以降につきましてありましたらお願ひしたいと思います。

○森本電力供給室長

また、次回以降につきましては、詳細等決まり次第、ホームページ等で御連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、本日は活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして、第42回の制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

—了—